

町なか放浪記



長谷川

●JR東日本 『西国分寺駅』

今回は、東京都国分寺市西恋ヶ窪二丁目にあるJR東日本『西国分寺』駅に降りました。南口を出ると商業施設「西国分寺レガ」に直結しております。西国分寺レガは東館、西館、南館からなり、飲食店から大型スーパー・スポーツクラブまで入っており、生活するのに困らなさそうです。駅の入り口からはトンネル状の通路になっており、真っ直ぐ歩いていくとバスロータリーに出ます。

南にまっすぐ歩いていくと「伝鎌倉街道（でんかまくらかいどう）」にでます。崖地を切りとおした道で、左右に樹林が広がっています。この街道は、鎌倉時代に開いた道で、現在でも当時の様子を感じることができます。

武蔵野線をくぐり抜け、西に歩いていくと崖線下の湧水が流れる小径「お鷹の道」に出ます。お鷹の道は、江戸時代に徳川家の御鷹場に指定されていたことからその名が付けられました。湧水の小川には、木の看板に「ほたるの住む川」と書いてあります。小川は透き通って綺麗でしたが、ほたるが見られるのかは疑問です。調べてみると、今でも稀に見られることがあるみたいです。お鷹の道の途中には「真姿の池」があり、その先には祠がありました。この池には、皮膚病を治す伝説があるのだとか。現在では、病氣治療・安産祈願で訪れる人がいるそうです。筋トレで右手の神経を痛めてしまったので、早く治るようお祈りしました。



SANO's Kichien -今月は〇〇を料理しちゃうぞ！-

●美味しいお米を料理しちゃうぞ！

先日、「雪椿」という大変貴重なお米をいただきまして、こちらを普通の炊飯器で炊いても良いものだろうか、熟慮していたところ、これを機会に「美味しいお米の炊き方」を自分なりに調べてみることにしました。

まず、お米を炊く場合、大抵の方は「炊飯器」を使用されるかと思いますが、最近の炊飯器の性能は数年前とは比べものにならないようです。そして販売価格も様々ですが、例えばP社が販売している「Wおどり炊き」という製品は、最新のものとなんと5万円ほどもするそうで、「お米を躍らせて熱を与える」という方法で炊きあげるこちらの製品は、「もはや炊飯器の域を超えている！」などの絶賛コメントもありました。それほどまでに美味しく炊きあがるのなら、この金額でもちょっと購入を考えてしまいますよね。

また、今回調べていくうちに、小学生の時に自然教室で、「飯盒（はんごう）」を使ってご飯を炊いたことを思い出しました。もちろんメインの料理はキャンプお決まりの「カレー」でしたが、この飯盒を使って初めて炊いたご飯がとっても美味しかったことが蘇りました。その時のご飯は艶々としていて、よく「お米が立っている」と言いますが、今思えばまさにそんな感じだったかと思います。少なくとも家の食卓で並ぶご飯とは全く違うものでした。

最終的に今回いただいた「雪椿」は、お米の洗い方等に気をつけて、普段使用している炊飯器で炊きました。その方が普段のお米との違いがより分かるかなという最終結論です。「雪椿」は甘みがあり、もっちりとした食感で母と大変美味しくいただきました。



人生ノリNoriダイアリー♪

福島

●たまには、みんなで遊んでみましょう

先日、事務所のメンバーと横浜に出かけてまいりました。本当は高尾山に行きたかったのですが、天候が悪く断念し、急ぎよ横浜ツアーに。でも予想された雨もそれほどではなく、のんびりと横浜を楽しむツアーとなりました。

まず向かった先は、横浜でも有名な関内の天吉さん。あのサザンオールスターズの原さんのご実家としても有名ですが、天ぷらももちろん美味しく、十分に堪能できました。

その後、歩いて中華街へ。中華街といえば豚まんを食べることが僕の中ではルールですので、天吉さんでお腹いっぱいなところに、大きな豚まんをみんなにごちそうしてあげました。パウハラに近かったかもしれません（笑）

そして、最後はマリニャトルでの横浜湾クルージング。あいにくの天気でしたので観光客も少なく、ゆったりと過ごすことができました。

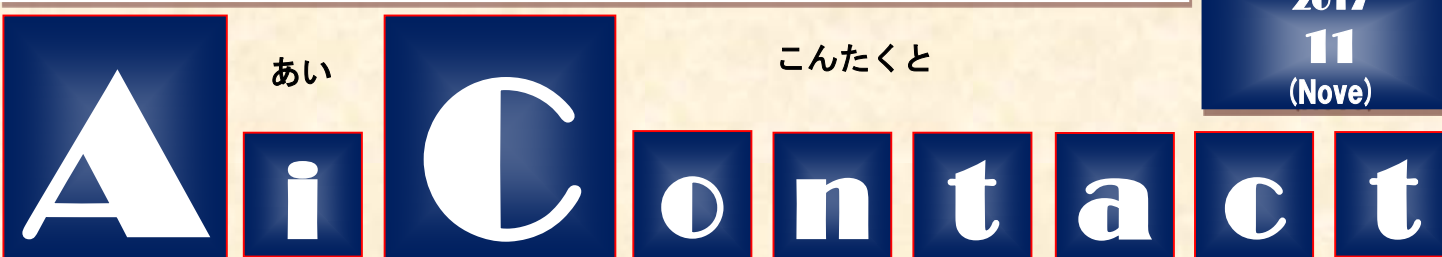
ここ近年、会社のレクリエーションが復活してきているという話題を目にすることがあります。昔は社員旅行や運動会など盛んでしたが、景気が悪くなって以来、こういったことにお金を使う企業は少なくなっていました。しかし、人材不足が叫ばれる近年、組織力向上や普通の仕事への功労、親睦の意味合いが増えてきているのかもしれない。

弊所はたった半日のレクリエーションでしたが、こんな機会を持たれてはいかがでしょうか。



This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

2017
11
(Nov)



【今月号のLINE UP】

- ・「マタニティハラスメント」
- ・ネコでもわかる人事労務基礎講座
- ・経営者のための9つの力「厚生年金保険料はどこまで上がる」
- ・町なか放浪記 「JR東日本『西国分寺駅』」
- ・SANO's Kichien 「美味しいお米を料理しちゃうぞ！」
- ・ノリNoriダイアリー「たまには、みんなで遊んでみましょう」

☆会長の誕生日を皆でお祝い☆

先日、事務所のメンバーで横浜に出かけた際に、天ぷらで有名な「天吉」というお店にて、会長71歳の誕生日を皆でお祝いしました。前回の盛大な70歳の誕生日会よりははや1年、月日の経つのは本当に早いものですね。画像のケーキは皆で美味しくいただきました（佐野）

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

社会保険労務士法人 あい事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階
Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352
URL <https://ai-sr.or.jp> / Email info@ai-sr.or.jp
※2017年9月より、ホームページをリニューアルしました。

マタニティハラスメント（以下「マタハラ」）は妊娠・出産・子育てをする方に嫌がらせを行うハラスメントで、違法性が高く、会社にはマタハラ防止措置が義務付けられています。しかし、マタハラ問題は絶えず起こっている現状があります。

また、パートナーと共に妊娠・出産を支え、子育てをしたいと考えている男性も同様のハラスメントが起きているのが現状で、男性版はパタニティハラスメント（パタハラ）と呼ばれ、深刻な問題となっています。

*パタニティは「父性」の意味があります

●マタニティハラスメント言動例

事業主（人事労務担当者）が、行う不利益取扱い（就業環境を害する行為を含む）が禁止されるのはもちろんですが、今後は、上司・同僚が、妊娠・出産等した女性労働者や育児休業・介護休業の申出・取得者した労働者に対する言動により就業環境を害することがないように、事業主として防止措置を講じることが求められます。

【パワハラ型】

「妊婦は病人じゃないんだからちゃんと働け」
「責任をもたせられないので降格する」
「休みはとれない」



【おせっかい型】

「出産・子育ては大変だから、育児に専念したほうがいいんじゃないか」
「しんどいだろうから正社員でなくパートで働いたら？」



【いじめ型】

「いいよね、来たり来なかつたり気まぐれで」
「つわりって言ってるけど甘ったれてるんじゃないの」
「無計画って困るんだよね」



【無意識型】

「早く帰れていいなあ」
「まだ産まないの？」
「太ったんじゃない？」
「二人目は作らないの？」



●妊活する女性をサポートする環境づくりが大切

（1）現場の意識を高める

どんな発言や扱いがマタハラや法違反になるのか、就業規則にきちんとを定めた上で社員への周知や研修を行うことで、社内の啓蒙活動を行なうことが先決。特に管理職には必須知識となるため、しっかり理解してもらうことが必要です。また、妊娠にともなう主な症状を理解しておくことも大切です。

（2）カバーしあえる体制を

仕事を急に休んで長時間働くことができなくなるのは妊産婦に限ったことではなく、高齢化の進展で親の介護等で休まざるを得ない従業員も今後増えることが予想されます。

急な欠員で一気に他の従業員にしわ寄せがいかないよう、普段から業務をカバーしあったり共有したりして急な欠員に対応できる体制を整えることや、短時間勤務社員の導入など新しい働き方を模索していくことが必要となります。

マタハラ等を意識しすぎるあまり、必要と思われる配慮がなされなかったり、部下のキャリアを考慮した発言が妨げられるといった事態が発生するケースもあると考えられます。ハラスメントとなるような行為を防ぐことを前提としつつ、適切な配慮をする職場づくりが求められています。



登場人物 **おじさん**⇒元社労士事務所の代表。現在は息子に事務所を任せてのんびりと年金生活を送っている。

シロ（猫）⇒昔、河原に捨てられているところをおじさんに拾われて以来なついてしまった。キャットフードを扱う会社に入社し、恩返しすべく日々奮闘中。

●「103万の壁」が「150万の壁」に変わる！

シロ「（ヒ化イ…）ただいま……あー疲れたアアアアアアアアアア!!（ガリガリガリガリガリガリガリガリ!!）」

おじ「コレコレコレコレ！玄関で爪を研いだらいかと何回も言っておるじゃろ！ホレ、煮干でも食べて落ち着きなさい！」

シロ「（ヤツタ!）ニャー！ムシャムシャ…モグモグ…」

おじ「やれやれ…それにしてもここ最近、毎日帰ってくるのが遅いな…妻のミーコに相談してもう少しパートの時間を増やしてもらったほうがいいんじゃないか!? そのほうが気持ち的にシロの負担も減るじゃろう?」
シロ「モグモグ…確かにそのほうが家計的にも助かるんだけど…でも103万の壁と130万の壁があるからなあ…」

「103万の壁」と「130万の壁」とは… （妻が夫に扶養されている場合）

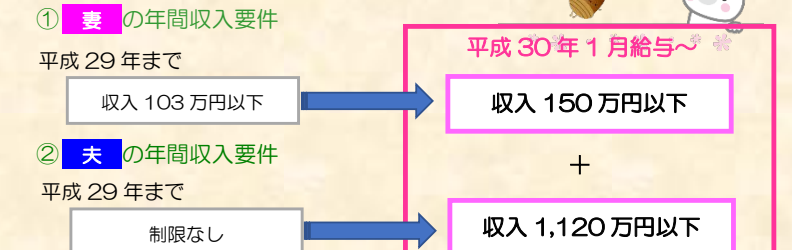
- 「103万の壁」（所得税の扶養）⇒妻の収入を103万円以内に抑えれば、夫の税金が安くなる
- 「130万の壁」（健康保険の扶養）⇒妻の収入を130万円以内に抑えれば、妻は健康保険料を払わなくても保険証が使えるし、国民年金保険料も払ったとみなされる

おじ「大丈夫じゃシロ！実は法律が改正されて、平成30年1月から、103万の壁が150万の壁に変わるのじゃ！」

シロ「へえー、すごい！ということは…今まで、所得税と健康保険の両方の扶養になるように、ミーコの収入を103万円以内に抑えてもらっていたけど、平成30年1月からは収入を130万円以内だったら、これまでと同じように所得税と健康保険の両方の扶養にしていられるんだね！」

おじ「そういうことじゃな。健康保険の扶養の要件は今までどおり変わらないが、所得税の扶養の要件だけ変わることじゃ。しかし1つ注意点があって、妻の150万の要件を満たしていても夫の収入が1,120万円を超えていたら、所得税の扶養になれなくなったのじゃ。」

所得税法上の扶養人数として数えるためには、



シロ「ふーん。つまり今までは夫がどんなにお金持ちでも、妻の収入が少なければ所得税の扶養になれたけど、平成30年1月からはそれができなくなるんだね。まあ僕にはあまり縁がない話だけだね（泣）。」

	夫の収入	妻の収入	所得税の扶養	健康保険の扶養
ケース1	500万円	100万円	○	○
ケース2	700万円	160万円	×	×
ケース3	800万円	140万円	○	×
ケース4	1,200万	80万円	×	○

経営者のための「9つの力」

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえおくと、きっと社長の力になれる！というものをピックアップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

●「厚生年金保険料はどこまで上がるのか」

衆議院選挙も終わり、今後の働き方改革の話題の大きな方向転換があるかどうか分かりませんが、一旦終了させていただき、今からは近時の時事ネタで考えることをお伝えしてまいります。

先日、2017年には健康保険や厚生年金保険料の給与に対する割合が6割に達するかもしれないという記事を目にしました。これは、社会保険料と所得税などを合わせた数字ではありますが、社会保険料負担だけをとってみても、現状の約15~16%から約25%程度には増える可能性があるという指摘をしています。

国民年金保険料は毎年改定されていますが、厚生年金保険料については、一旦本年9月をもって引き上げが終了するとされています。これは、2004年から毎年0.354%ずつ引き上げていたものが、今年度で給付と負担のバランスを勘案して落ち着くというのですが、またこれが変わるのではないかという意見です。少子高齢化がさらに進む中、年金支給開始年齢を70歳に引き上げようとす

る考えもあることから、ある意味現実味を帯びてくる日も近いとされています。

2014年の時点でも、標準的な所得代替率（現役世代の平均賃金に対し、公的年金の受取額がどの程度の水準にあるかを示す指標）は62.7%とされていました（厚生労働省発表）。それが、数年後には50%をキープすることも困難になることが予想されるため、保険料の更なる引き上げが噂されているということにつながります。

将来の年金額が減少することは容易に想定できますが、保険料負担もさらに増えることを簡単に受け入れることは難しいでしょう。働く世代に降りかかる大きな負担の先にある、安定した保証を選択していかなければなりません。

個人の所得がどれだけ増えるのか、増えたとしても手元に多く残る実感がわくのか。一旦引き上げ終了の裏側に意図する何かが見える日も、そう遠くはないのかもかもしれません。